

無線LAN内蔵ケーブルモデムレンタル規約

株式会社ちゅピCOMふれあい
2017年1月1日

第1条(総則)

- 1.株式会社ちゅピCOMふれあい(以下「当社」といいます)は、当社インターネット接続サービスの加入者(以下「加入者」といいます)のうち対象に提供する「無線LAN内蔵モデム」サービス(以下「本サービス」といいます)、当社所定の申込み手続きを完了した利用する者(以下「利用者」といいます)に対し、以下の通りこの利用規約(以下「本規約」といいます)により、本サービスを提供します。
- 2.利用契約者は本規約の他、当社インターネット接続サービス契約約款(以下「約款」といいます)が適用されることを確認するものとします。本規約に規定のない事項については、約款が適用されます。
- 3.当社は、本サービスの契約者の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。

第2条(利用申込)

- 1.本サービスの利用を希望する者は、本規約及び約款を承諾し、当社所定の手続きにより当社に申込みものとします。
- 2.本サービスの利用にあたり、無線LANアダプター(無線LANカード、無線LAN内蔵パソコン等)が必要となります。
- 3.当社は、利用を申し込んだ者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その利用申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 利用を申し込んだ者が実在しない場合、または、その恐れがある場合。
 - (2) 申込内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあった場合。
 - (3) 利用を申し込んだ者が、当社のインターネット接続サービスの加入者でない場合。
 - (4) 当社の各種サービスにおいて利用料の支払いを怠っている場合、または、怠る恐れがあると当社が判断した場合。
 - (5) 利用を申し込んだ者の支払口座につき、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合。
 - (6) 当社が、利用を申し込んだ者を利用者とするのが技術上著しく困難である、または本サービスの提供に著しい支障があると判断する場合。
 - (7) その他、当社が利用を申し込んだ者を利用者とするのを不相当と判断する場合。

第4条(料金)

本サービスの利用料金は、当社が別途定めるところによります。

第5条(サービスの提供)

- 1.本サービスは、無線LAN機能を内蔵した専用の端末接続装置(以下「無線LAN内蔵モデム」といいます)を利用者に貸与するサービスです。
- 2.無線LAN内蔵モデム設置作業は、当社にて行います。
- 3.既に当社インターネット接続サービスをご利用いただいている加入者については、当社にて設置・貸与しております端末接続装置(ケーブルモデム)を交換させていただきます。
- 4.交換作業にあたり、当社が別途定める交換費用が必要となります。
- 5.本サービスにおける接続対象機器は、一般的に販売される2.4GHz(IEEE802.11b/g/n)及び5GHz(IEEE802.11a/n)準拠の家庭用機器で、日本語の取扱説明書があるものとし、業務用機器については対象外とします。

第6条(無線LAN内蔵モデムについて)

- 1.利用者は無線LAN内蔵モデムからLANケーブルによる有線接続、及び無線LAN接続によって利用者端末をインターネットに接続するものとします。
- 2.利用者は必要に応じて、当社から指定された識別符号により無線LAN内蔵モデムの設定を行うことができます。

但し、利用者が変更した無線LAN内蔵モデムの設定に関して、当社は通信の保証を行いません。

3.本サービスは、無線LAN内蔵モデム標準仕様の暗号化技術を用いた接続を推奨します。標準仕様の暗号化技術の脆弱性によって利用者が損害を被った場合でも、その損害について当社はいかなる責任も負わないものとします。

4.無線LAN内蔵モデムは本体の初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、利用者が変更した無線LAN内蔵モデムの設定を復元することはできません。

5.当社は、利用者宅無線LAN内蔵モデムの障害の切り分けのため、無線LAN内蔵モデムの設定変更、及び設定情報の初期化を利用者に依頼する場合、または、当社にて実施する場合があります。

6.その他、無線LAN内蔵モデムの扱いは、インターネット契約約款に準じます。

第7条(接続設定)

1.無線LAN内蔵モデム設置後の利用者端末等への接続設定等は、利用者にて行っていただくものとします。

2.無線LAN内蔵モデム設置時、または設置後に、利用者が利用者端末等への接続設定等を希望される場合、当社が別途定める設定手数料をいただきます。

3.利用者が無線LAN接続を行う場合、当社が設定したWPS方式及びSSID、WPA暗号キーの入力による方式によって、無線LAN内蔵モデムに接続するものとします。

4.本サービスは、全ての通信機器の無線LAN接続を保証するものではありません。

第8条(無線LAN内蔵モデムの故障等)

1.利用者の責によらない無線LAN内蔵モデムの故障は、無償にて交換いたします。

2.利用者の責による無線LAN内蔵モデムの故障・破損及び紛失については、当社が別途定める代金(別表参照)をお支払いいただくものとします。

3.無線LAN内蔵モデムを交換した場合は、SSID、暗号キーが変更します。この場合、利用者端末の設定は、利用者自らが行っていただくものとします。

第9条(サービスの解約)

1.利用者が本サービスを解約しようとするときは、当社へその旨を通知していただくものとします。

2.本サービスは、インターネット接続サービスの付加機能(オプションサービス)となりますので、インターネット接続サービス解約時には、本サービスもあわせて解約となります。

3.本サービスの解約にあたり、無線LAN内蔵モデムの交換、撤去が必要となる場合は、別途工事費用が必要となります。

第10条(責任の範囲)

1.本サービスを提供するにあたり、当社の故意または明らかに当社の重大な過失による損害を除き、利用者が発生した損害につき、当社は一切の責任も負わないものとします。

2.本サービスを提供するにあたり、当社の設置する無線LAN内蔵モデム以降の利用者端末の故障は、当社は一切の責任も負わないものとします。

3.本サービスを介しての第三者による利用者端末への不正な接続、データの改ざん・漏洩、機器の破損等について、当社は一切の責任も負わないものとします。

第11条(その他)

本サービスの特性上、利用者宅の環境により電波が届かない場合や、電波状況により通信速度が遅くなる場合があります。

第12条(裁判の管轄)

本契約に関する一切の紛争は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条(協議事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合および本規約の解釈に疑義が生じた場合、当社と会員の間で誠意を持って協議の上、解決にあたるものとします。

第14条(規約外事項)

本規約以外に当社と会員間に別途の取り決めがある場合はそれを優先します。

附則

本利用規約は2014年3月1日より実施します。

本利用規約の改定版は2017年1月1日より実施します。

大竹市、廿日市市の一部サービスエリアでは、無線LAN内蔵D-ONUとなります。また、一部エリアではご利用できません。

【別表】

1. 月額利用料

内 容	金 額
無線LAN内蔵ケーブルモデム月額基本利用料 (インターネット利用料にプラス)	200円(税抜)[税込216円]

2. その他料金

内 容	金 額
モデム交換費用	3,000円(税抜)[税込3,240円]
無線LAN内蔵ケーブルモデム(故障・破損および紛失等)	15,000円(税抜)[税込16,200円]
無線LAN内蔵D-ONU(故障・破損および紛失等)	16,500円(税抜)[税込17,820円]

【ご相談窓口】

株式会社ちゅピCOMふれあい お客さまセンター

TEL:0120-276-201(受付時間 9:00~18:00)